

## 余裕期間制度の試行について ～お知らせ～

令和5年2月  
周南市

周南市が発注する建設工事において、工事着手日前に建設労働者等の確保を可能とする、余裕期間制度について、下記のとおり試行しますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 試行開始

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。

#### 2. 対象工事

緊急性等の観点から支障が生じない土木系工事の中から、発注者が選定した工事

#### 3. 定義

余裕期間は、契約締結日の翌日から発注者が指定又は受注者が選定した工事着手日の前日までの期間とし、60日を超えない範囲内で設定します。なお、余裕期間中は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の配置を要しません。

#### 4. 実施方法

余裕期間の設定方式は、発注者が工事着手日を指定する「発注者指定方式」と受注者が工事着手期限日までの間で工事着手日を選択できる「任意着手方式」があります。

なお、現場説明書に以下の条件を明示します。

ア 当該工事が「余裕期間制度」の試行対象工事であること。

イ 余裕期間の設定方式（「発注者指定方式」又は「任意着手方式」）

ウ 「工事着手日」（発注者指定方式の場合）又は「工事着手期限日」（任意着手方式の場合）

上記以外については、「周南市余裕期間制度試行要領」をご参照ください。